

病弱・身体虚弱のある児童生徒への心理面に関する合理的配慮の検討
—インクルーシブ教育システム構築支援データベースの実践事例の検討を通して—

徳永亜希雄*・田中浩二**

Reasonable accommodation related to psychological dimension for students with health impairments: Based on the consideration of the practical case reports from the Inclusive Education System Construction Support Database

Akio TOKUNAGA, Koji TANAKA

I. はじめに

2006年に国連総会にて採択された障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約と略記）について、我が国は2007年に署名し、その後、批准に向けた国内法整備等が行われた。教育分野においては、インクルーシブ教育システムについての検討がなされ、その検討結果として、2012年、中央教育審議会初等中等教育分科会は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、中教審報告と略記）を公表した。

障害者権利条約の中で示された重要な概念の1つは「合理的配慮」である。中教審報告では、障害者権利条約での合理的配慮について、教育分野における基礎的環境整備と合理的配慮という二つの考え方で説明された。本報告において、合理的配慮は、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことである、とされた。また、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの、とされた。

また、基礎的環境整備についての説明、及び合理的配慮との関係については、次のように記された。

「障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、『合理的配慮』の基礎となる環境整備であり、それを『基礎的環境整備』と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。」

この基礎的環境整備について、中教審報告では、8項目に分けて現状と課題が整理された。合理的配慮については、個別の状況に応じて提供されるものであり、これらを具体的かつ網羅的に記述することは困難であるが、提供するに当たっての観点として、教育内容・方

*横浜国立大学 **東京成徳短期大学

法，支援体制，施設・設備について類型化され，以下の合計 11 項目の観点例が示された．また，それらについては視覚障害他，合計 10 の障害種ごとに例示がなされた．

- ①学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ②学習内容の変更・調整
- ③情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ④学習機会や体験の確保
- ⑤心理面・健康面の配慮
- ⑥専門性のある指導体制の整備
- ⑦幼児児童生徒，教職員，保護者，地域の理解啓発を図るための配慮
- ⑧災害時等の支援体制の整備
- ⑨校内環境のバリアフリー化
- ⑩発達，障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ⑪災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

これらのうち，「⑤心理面・健康面の配慮」について，徳永・塚（2020）は，中教審報告における障害種別の例示において肢体不自由に関しては，健康面への言及があるものの，心理面についての言及が読みとれないことに着目し，国立特別支援教育総合研究所によるインクルーシブ教育システム構築支援データベース（以下，インクル DB と略記）に掲載された肢体不自由のある幼児児童生徒の実践事例をもとに検討した結果を報告している．そこでの合理的配慮に関する記述内容は，「不安の軽減に関すること」，「心理的緊張の緩和に関すること」，「自信や自己肯定感の醸成に関すること」，「休憩の機会の確保に関すること」「友人関係構築支援や所属感等の醸成に関すること」の五つの概念に整理でき，併せて，それらは肢体不自由がある中での育ちに関連したもの，肢体不自由を含めた重複障害があることに関連したもの，交流及び共同学習という文脈を踏まえたものと考えられることとしている．

同じく肢体不自由に関して，徳永・田中（2021）は，「④幼児児童生徒，教職員，保護者，地域の理解啓発を図るための配慮」について，具体的にどのような内容の合理的配慮が提供されているのか，特に，実際に交流を持つ周りの子どもに対してどのように理解啓発が行われているかに焦点を当て，インクル DB をもとに検討している．その結果，「行事への参加」，「集団活動の確保」，「体験的な学びの機会の設定」の三つの概念が生成されたことを報告している．これらから，交流及び共同学習という文脈を踏まえた合理的配慮や，配慮の多重構造について検討する必要があること，学習機会や体験の確保と，自己肯定感の醸成や言語概念の形成等との関連を精査する必要があることを指摘している．また，「行事への参加」においては，肢体不自由に加えて他の障害がある場合は特に配慮が必要であることも指摘している．

同様に，徳永・田中（2020）は，肢体不自由分野での「⑦幼児児童生徒，教職員，保護者，地域の理解啓発を図るための配慮」についてインクル DB をもとに検討した結果，その記述内容には，同様の肢体不自由そのものに関連するものもあったが，体温調節・痰の吸引等，それ以外の障害に関連する内容も見られ，重複障害の多さを踏まえた内容が多い

とした徳永・堺（2020）による指摘と重なるものがあるとしている。

一方、健康面への配慮が最も必要な障害種は病弱・身体虚弱である。堺他（2018）は、WHO（世界保健機関）のICF-CY（International Classification of Functioning, Disabilities and Health Children and Youth version, 国際生活機能分類児童版）が健康に関する構成要素の分類であることを踏まえ、その分類カテゴリーを用いて、自立活動の時間において身体面の健康維持とともにメンタル面の健康維持の学習が重要とされている病弱・身体虚弱のある児童の心理・健康面の配慮に焦点をあて、合理的配慮を検討する上で参考となる可能性のあるコアセット作成した試みについて報告している。その結果、「健康の維持」、「易疲労性」等の健康に関するものや「精神的安定性」、「気質と人格の機能」等の心理に関するもの等によって構成されるコアセットを生成している。

一方、中教審報告での病弱・身体虚弱分野の合理的配慮の「⑤心理面・健康面の配慮」の例示は、「入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に指導を行う。（治療過程での学習可能な時期を把握し健康状態に応じた指導、アレルギーの原因となる物質の除去や病状に応じた適切な運動等について医療機関と連携した指導 等）」となっており、前述の肢体不自由分野と異なり、心理面の内容に言及している。本研究では、実際の合理的配慮はどのような内容が提供されているのか、インクル DB に掲載された病弱・身体虚弱のある児童生徒の実践事例をもとに、心理面に関する合理的配慮の内容について検討することを目的とした。

Ⅱ．方法

1．対象

インクル DB の実践事例データベース I に掲載された実践事例データ計 481 件のうち、「対象児童生徒等の障害種」として「病弱・身体虚弱」に該当する事例 25 件を対象とした〈アクセス日 2021-9-2～2021-9-15〉。また、それらの実践事例において、「学校における合理的配慮の観点」11 項目のうち「心理面・健康面の配慮」として記述された内容を対象とした。

2．分析対象の抽出と分析の方法

「心理面・健康面の配慮」として記述された内容のうち、当該児童生徒の内面にかかわると判断された内容を「心理面に関する配慮」として定義づけし、抽出した。抽出された記述内容について、肢体不自由分野の心理面での配慮として徳永・堺(2020)が示した「不安の軽減に関すること」、「心理的緊張の緩和に関すること」、「自信や自己肯定感の醸成に関すること」、「休憩の機会の確保に関すること」、「友人関係構築支援や所属感等の醸成に関すること」の五つの観点から整理し、加えて、これらの観点以外の内容について、その記述内容について検討を行った。なお、これらの一連の作業にあたっては、特別な支援を必要とする子どもへの保育・教育実践経験のある 2 名の大学教員の合議によって行い、妥当性を確保するようにした。

Ⅲ. 結果

1. 分析対象の概要

対象とした事例 25 件中、2 件については心理面に関する配慮についての記述が抽出されず、残りの 23 件が最終的な分析対象となった。

それらの学校段階別の構成は、小学生 18 件、中学生 4 件、高校生 1 件であった。当該児童生徒の在籍学校等の構成は、小学校 14 件（内、通常の学級のみ 4 件、通常の学級及び通級による指導 1 件、特別支援学級 9 件）、中学校 4 件（内、通常の学級のみ 1 件、特別支援学級 3 件）、高等学校 1 件、特別支援学校 4 件（いずれも小学部）であった。当該児童生徒の障害種としては、病弱・身体虚弱のみが 10 件、病弱・身体虚弱を含む複数の障害が 13 件であった。

2. 記述内容

実践事例 23 件の記述内容を前述の 5 つの観点及びその他の内容から整理した結果、以下の通りとなった。

（1）不安の軽減に関すること

23 事例中 11 件において、不安の軽減に関する記述が見られた。軽減させるための配慮内容としては、ほめたり、共感したりする、事前に学習活動をリハーサルする等があった。具体的には以下のような記述が見られた。

「学校での学習や理学療法のリハビリテーション時に、A 児の意欲や努力を認めて励まし、A 児の進行する病気への不安を軽減するように働きかけている。」

「校外学習では、自分でできるか不安を抱いていた。そこで、校外学習を行う際には、教員が事前に校外学習の現地調査を行った上で、簡易吸引器による喀痰吸引を行う場所やタイミング等を計画し、本人や保護者と確認している。」

なお、それらの学校段階別の構成は、小学生 8 件、中学生 3 件であった。当該児童生徒の在籍学校等の構成は、小学校 7 件（内、通常の学級 3 件、特別支援学級 4 件）、中学校 3 件（内、通常の学級のみ 1 件、特別支援学級 2 件）、特別支援学校小学部 1 件であった。当該児童生徒の障害種としては、病弱・身体虚弱のみが 6 件、病弱・身体虚弱を含む複数の障害が 5 件であった。

（2）心理的緊張の緩和に関すること

23 事例中 3 件において、心理的緊張の緩和に関する記述が見られた。具体的には以下のような記述が見られた。

「大勢の前や慣れた場所であっても知らない人の前では緊張しやすいので、まずは自分を

表現し易いような小集団での活動ができるように学習を組み立てた。また、交流及び共同学習で、同じグループには仲の良い友達を入れ、本人が安心できる集団になるよう配慮した。」

なお、それらの学校段階別の構成は、小学生3件、当該児童の在籍学校等の構成は、小学校2件（内、通常の学級1件、特別支援学級1件）、特別支援学校小学部1件であった。当該児童の障害種としては、病弱・身体虚弱のみが1件、病弱・身体虚弱を含む複数の障害が2件であった。

（3）自信や自己肯定感の醸成に関すること

23事例中1件において、自信や自己肯定感の醸成に関する記述が見られた。具体的には以下のような記述が見られた。

「A児が友達から認められ、賞賛されることにより、自信と自己有用感を実感し、大きな喜びを味わうことができるようにしている。」

なお、それらの学校段階別には小学生であり、在籍学校は小学校特別支援学級、障害種は病弱・身体虚弱のみであった。

（4）休憩の機会の確保に関すること

23事例中3件において、休憩の機会の確保に関する記述が見られた。身体的疲労への配慮のみであれば、健康面に関する合理的配慮となるが、ここでは心理的な面と関連のあるものを対象とした。具体的には以下のような記述が見られた。

「身体的、心理的疲労を安心して癒す場所として、保健室や和室を専用の休憩室として自由に使用できるよう位置付けた。」

それらの学校段階別の構成は、小学生2件、中学生2件であった。当該児童生徒の在籍学校等の構成は、小学校特別支援学級2件、中学校通常の学級1件であった。当該児童生徒の障害種としては、3件とも病弱・身体虚弱を含む複数の障害であった。

（5）友人関係構築支援や所属感等の醸成に関すること

23事例中3件において、友人関係構築支援や所属感等の醸成に関する記述が見られた。具体的には以下のような記述が見られた。

「ファイルによるやりとりを通じて、交流学級担任からA児への日常的な言葉掛けが増え、それが交流学級の3年生の児童にも波及し、A児の交流学級への帰属感が高まった。」

「友達から認められ、賞賛されることにより、自信と自己有用感を実感し、大きな喜びを味わうことができるようにしている。」

なお、それらの学校段階別の構成としては、全て小学生であり、いずれも特別支援学級在籍であり、且つ病弱・身体虚弱を含む複数の障害であった。

(6) その他の内容

23 事例中 7 件において、前述の 5 つの観点に分類されない記述が見られた。内容としては、本人や保護者との対話、健康状態の維持・向上と心の安定の関連付け等があった。具体的には以下のような記述が見られた。

「A 児は、話すことによって他者との交流を図ったり、自分の思いや考えを整理したりすることができるので、対話の機会を大切にしている。」

「保護者と直接話すことで、保護者への精神面でのサポートを行っている。」

「身体機能を維持できるように、自立活動や各教科でも A 児が達成できそうな目標を設定し、それを意識しながら取り組むよう促している。」

なお、それらの学校段階別の構成は、小学生 5 件、中学生 1 件、高校生 1 件であった。当該児童生徒の在籍学校等の構成は、小学校 3 件（内、通常の学級在籍で通級による指導の利用が 1 件、特別支援学級 2 件）、中学校特別支援学級 1 件、高校通常の学級 1 件、特別支援学校小学部 2 件であった。当該児童生徒の障害種としては、病弱・身体虚弱のみが 3 件、病弱・身体虚弱を含む複数の障害が 4 件であった。

IV 考察

ここまで、病弱・身体虚弱児に対する心理面への合理的配慮について、徳永・堺（2020）における肢体不自由児への心理面への合理的配慮の 5 つの観点及びその他から述べてきた。以下、考察においても徳永・堺（2020）の論点を揃え、①病弱・身体虚弱がある中での育ちに関連した合理的配慮、②病弱・身体虚弱を含めた重複障害があることに関連した合理的配慮、③交流及び共同学習という文脈を踏まえた合理的配慮から、それぞれ述べていく。

1. 病弱・身体虚弱がある中での育ちに関連した合理的配慮

心理面への合理的配慮として整理した 5 つのうち「不安の軽減に関すること」、「心理的緊張の緩和に関すること」、「自信や自己肯定感の醸成に関すること」の三つについては、病弱・身体虚弱のある児童生徒が有する、病気とともに育ってきた中で生じたことへの配慮ではないかと考えられる。特に、「不安の軽減に関すること」は、23 件中 11 件（47.8%）であり、徳永・堺（2020）が報告した肢体不自由児の 43 件中 9 件（20.9%）より多くなっている。

また、病弱・身体虚弱を含む障害のある児童生徒は、経験が少ないことや課題に取り組んでもできなかった経験などから、自己に肯定的な感情をもつことができない状態に陥

っている場合があり、その結果、活動が消極的になったり、活動から逃避したりすることがあるので、早期から成就感を味わうことができるような活動を設定や、自己を肯定的に捉えられるような指導の重要性が指摘されている（文部科学省，2017a）

病弱のある幼児児童生徒は、治療のため身体活動が制限されていたり、運動・動作の障害があったりするので、各教科や特別活動等での体験的な活動を伴う内容については、病気の状態や学習環境等により実施が困難なことがあることが指摘されている（文部科学省，2017b）。特別支援学校において、小・中学校等に準ずる教科を学ぶ視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱については、各教科の指導における留意点において、体験的な学びの難しさとそのことを踏まえた配慮について学習指導要領で述べられているが、学習指導要領解説において「体験的な活動における指導方法の工夫」として標題においても言及されているのは、病弱のみである。それだけ、これまでの体験的な活動の積み重ねの脆弱さ、実際の活動の難しさがあるものと考えられる。したがって、病弱・身体虚弱のある児童生徒への合理的配慮を考える際は可能な範囲で体験を伴う活動を交えて配慮をしていく必要があると考えられる。

一方、今回、その他として、本人や保護者との対話、健康状態の維持・向上と心の安定の関連付け等の内容も見られた。健康や将来に向けた不安な思いを汲み取り、対話を通して言語化・共有するとともに、健康状態の維持・向上につながるような働きかけをすることが、心の安定や前向きな気持ちを作り出すことに寄与できるものと考えられた。

2. 病弱・身体虚弱を含めた重複障害があることに関連した合理的配慮

徳永・堺（2020）は、肢体不自由事例 53 事例中 32 事例（60.4%）が肢体不自由を含む重複障害であったことを報告しているが、病弱・身体虚弱児を対象にした本研究においても 23 事例中 13 事例（56.5%）が病弱・身体虚弱を含めた重複障害であり、ほぼ同様の割合であった。加えて、病弱・身体虚弱の子供については病気の種類が多様であることが指摘されている（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課，2021）。徳永・堺（2020）は、各事例の診断名については報告していないが、筆者の一人が有する同研究の研究基礎資料と、今回の病弱・身体虚弱の事例を比較すると、事例の中から入手できる病名は、今回のほうが多岐にわたっており、実態の多様さが特徴的であった。

合理的配慮の内容の一つ「休憩の機会の確保に関すること」のもととなった 3 事例（小学校在籍 2 件，中学校在籍 2 件，特別支援学校在籍 1 件）については、いずれも病弱・身体虚弱他の障害を併せて有しており、各事例の診断名は、もやもや病、乳児重症ミオクロニーてんかん、進行性骨化性線維異形成症となっており、それぞれ配慮すべきことは異なることに留意する必要がある。

3. 交流及び共同学習という文脈を踏まえた合理的配慮

インクルーシブ教育システムにおいては、多様な学びの場の整備の必要性が指摘されており、在籍する学級又は学校以外での学びをする仕組みとしての「交流及び共同学習」は、特別支援学校教育要領・学習指導要領のみならず、幼稚園教育要領や小学校・中学

校・高等学校学習指導要領においても、その推進の必要性が述べられている（文部科学省，2017c; 2017d; 2017e; 2017f; 2019）。また、中教審報告においては、基礎的環境整備 8 項目の一つとして位置付けられている。

徳永・堺（2020）は、肢体不自由児の自立活動における「心理的な安定」の内容に関する指導内容として、国立特別支援教育総合研究所（2015）が挙げた例示のほとんどが、交流及び共同学習の文脈を特定できない内容であることを指摘している。国立特別支援教育総合研究所（2020）は、病弱・身体虚弱児への自立活動における「心理的な安定」に関する指導内容例を示しているが、前述の肢体不自由同様、交流及び共同学習の文脈を特定できる内容は含まれていない。

今回、「友人関係構築支援や所属感等の醸成に関すること」のもととなった実践事例 3 事例は全て、心理面に関しては交流及び共同学習の文脈で記述されたものであった。また、テレビ会議システムを用いた交流及び共同学習での合理的配慮についての記述も見られた。したがって、病弱・身体虚弱のある児童生徒への合理的配慮を考えていく際には、肢体不自由と同様に、インクルーシブ教育システムにおける交流及び共同学習での文脈も踏まえて検討する必要があるのではないかと考えられる。

4. 研究の限界性と今後の課題

今回、インクル DB に掲載された病弱・身体虚弱のある児童生徒の実践事例の中で、心理面に関する合理的配慮の内容として、実際にどのような内容が提供されているのかについて検討することを通して、肢体不自由に関する先行研究同様に 5 つの観点及びその他から整理することができた。一方で、事例数が合計 23 事例にとどまっており、合理的配慮は個別的且つ具体的に検討して提供されることを踏まえると、徳永・堺(2020)の指摘同様に、より多くの数の事例の検討を進める必要がある。

文献

国立特別支援教育総合研究所（2015）特別支援教育の基礎・基本 新訂版—共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の構築—，207，ジアース教育新社。

国立特別支援教育総合研究所（2020）特別支援教育の基礎・基本 2020—新学習指導要領対応—，229，ジアース教育新社。

堺裕・徳永亜希雄・田中浩二（2018）. 病弱・身体虚弱のある児童の心理面・健康面に関する合理的配慮 ICF-CY コアセット作成の試み：インクルーシブ教育システム構築支援データベースの実践事例と ICF-CY との適合性検討に基づいて。帝京大学福岡医療技術学部研究紀要，13，9-19。

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）。

徳永亜希雄・堺裕（2020），肢体不自由のある幼児児童生徒への心理面に関する合理的配慮の検討—インクルーシブ教育システム構築支援データベースの実践事例の検討を通して—，横浜国立大学教育学部紀要. I, 3, 142-151。

- 徳永亜希雄，田中浩二(2020)，幼児児童生徒への理解啓発を図るための合理的配慮の検討—肢体不自由のある幼児児童生徒を中心に—，日本特別ニーズ教育学会第26回研究大会発表資料集。
- 徳永亜希雄・田中浩二(2021)，肢体不自由のある幼児児童生徒への学習機会や体験の確保に関する合理的配慮の検討—インクルーシブ教育システム構築支援データベースの実践事例の検討を通して—，横浜国立大学教育学部紀要. I, 4, 152-160.
- 文部科学省(2017a)．特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)，71.
- 文部科学省(2017b)．特別支援学校教育要領・学習指導要領解説各教科等編(小学部・中学部)，17.
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2021)．障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～，172.
- 文部科学省(2017c)．特別支援学校幼稚部教育要領，小学部・中学部学習指導要領，24.
- 文部科学省(2017d)．幼稚園教育要領，10.
- 文部科学省(2017e)．小学校学習指導要領，12.
- 文部科学省(2017f)．中学校学習指導要領，28.
- 文部科学省(2019)．高等学校学習指導要領，22.

要旨

本研究では，病弱・身体虚弱のある児童生徒への心理面に関する合理的配慮について検討するため，国立特別支援教育総合研究所によるインクルーシブ教育システム構築支援データベースに掲載された病弱・身体虚弱のある児童生徒の実践事例の中で，心理面に関する合理的配慮の内容として，実際にどのような内容が提供されているのか，検討した．中央教育審議会初等中等教育分科会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」に示された学校における合理的配慮の観点11項目のうち「心理面・健康面の配慮」として記述された内容のうち，病弱・身体虚弱児の心理面について記載のあった23事例の記述内容について，先行研究として報告された肢体不自由児への心理面への合理的配慮の5つの観点「不安の軽減に関すること」，「心理的緊張の緩和に関すること」，「自信や自己肯定感の醸成に関すること」，「休憩の機会の確保に関すること」，「友人関係構築支援や所属感等の醸成に関すること」及びその他から検討した．その結果，それらは，先行研究同様，病弱・身体虚弱がある中での育ちに関連した合理的配慮，病弱・身体虚弱を含めた重複障害があることに関連した合理的配慮，交流及び共同学習という文脈を踏まえた合理的配慮として整理はされるが，病弱・身体虚弱があるが故の不安の大きさや実態の多様性を踏まえたものとする必要があることが示唆された．

キーワード

病弱・身体虚弱 心理 合理的配慮 交流及び共同学習

Abstract

This study aimed to examine reasonable accommodation related to psychological dimension for students with health impairments. We examined what kind of contents were actually provided in the practical case reports of students with health impairments published in the Inclusive Education System Construction Support Database by the National Institute for Special Needs Education. Among 11 viewpoints of reasonable accommodation indicated in the report of the Elementary and Secondary Education Subcommittee of the Central Education Council, we focused on description of students with physical disabilities described as “psychological and health considerations”. We extracted psychological descriptions from them and analyzed 5 categories, such as “reducing anxiety”, “relaxing psychological tension”, “fostering confidence and self-affirmation”, “securing opportunities for breaks”, “fostering friendship building support and feeling of belonging” based on former study and other viewpoint. It was discussed that these were reasonable accommodation related to growth in the presence of health impairments, related to the presence of multiple disabilities including physical disabilities, and in the context of exchanges and joint learning of children with disabilities and those non-disabled. It was also discussed reasonable accommodation is needed to be provided based on larger anxieties and various characteristics of students with health impairments, compared to physical disabilities.

Key words

Students with health impairments, Psychological dimension, Reasonable accommodation, Exchanges and joint learning